

## 令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項で規定する財政援助団体等の監査

### 2 監査対象団体、監査期日、補助金等

| 監査対象団体等<br>(所管課)                | 監査期日   | 補助金等の名称                     | 補助金額        |
|---------------------------------|--------|-----------------------------|-------------|
| 山形県立小国高等学校<br>を支援する会<br>(教育振興課) | 12月25日 | 令和6年度<br>小国高校留学生受入事業補<br>助金 | 18,713,361円 |

### 3 監査の対象事項

令和6年度における、対象団体の出納その他の事務の執行のうち、町から財政的援助として受けている補助金等の執行状況

### 4 監査の方法

所管課に関しては、財政援助の決定は法令等に適合しているのか、公益上の必要性は十分か、条件その他補助に関する指令等の内容は明確か、額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か、効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか、補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているかの点を主眼とし、監査を執行した。

財政援助団体に関しては、事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合しているか、補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求受領は適時に行われているか、事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか、出納関係帳票の整備、記帳は適正か、領収書等の整備、記帳は適切か、補助金等に係る収支の会計経理は適切か、会計処理上の責任体制は確立されているか、実績報告は適正に行われているかを主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類等の確認を行い、関係者からの説明を聴取し、監査を執行した。

#### (1) 事前提出書類

- ① 補助金交付要綱
- ② 補助金交付申請書及び関係書類
- ③ 補助金交付決定通知書
- ④ 補助金実績報告書及び関係書類

- ⑤ 補助金の額の確定についての通知
- ⑥ 補助対象事業に係る令和6年度決算書

(2) 説明のため出席した者

小国高校を支援する会

事務局長 小野正晴 事務局員 渡部由美、羽田伸美

所管課：教育委員会

教育振興課長 小野正晴 高校魅力化推進主幹 渡部由美

高校魅力化推進担当係長 羽田伸美

5 監査結果及び意見

監査の結果、対象団体における各種事務および担当課における補助金交付手続は、概ね適正であると認められるものの、以下の点に問題が見受けられたため、改善を検討されたい。

(1) 調理業務委託の契約書について

契約額の根拠として添付されるべき別表が欠落しており、その結果、契約額が確認できない契約書となっている。財政援助団体内部の事務処理であるものの、補助金を支出する町として適切な指導監督を徹底されたい。

(2) 契約額の根拠について

補助対象経費の大半を占める寮の賃借料や調理業務委託料の契約単価は町内の不動産相場や一般的な人件費・物件費と比較して概ね妥当と認められる。一方で、契約前に作成された予定価格を含め、その積算根拠が確認できる資料が見当たらない。契約事務の透明性を確保するため、金額の妥当性を示す根拠資料を整備されたい。

(3) 監督・指導できる体制の整備について

財政援助団体を監督・指導する立場にありながら、教育振興課長が当該団体の経理の実質的責任者である事務局長を兼任している状況は、利益相反の観点から適切とは言えない。監督・指導機能が十分に発揮される体制となるよう改善が求められる。